

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 5 月 2 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 新潟拠点長 永澤 亨

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 日本海のプランクトン等査定業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 4 年 3 月 1 8 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするものとする。ただし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識、技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者（査定結果の最終判定を行える者）を有していることを証明した者であること。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地22
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 新潟拠点 管理チーム
電話 025-228-0451
FAX 025-224-0950
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「日本海のプランクトン等査定業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「日本海のプランクトン等査定業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に記し、質疑がある場合は、令和3年5月28日記載のとおり、質疑を受けることにより、入札説明会に代る。質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に、質疑の内容が個人に関する情報であつて特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみ回答すること。

5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等
(2) 提出場所
(3) 提出期限

競争参加者は、上記2.(5)、(6)を証明する証明書等提出しなればならない。
3.①に同じ。
令和3年6月2日 12時00分

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和3年6月10日 14時00分
新潟県新潟市中央区水道町1丁目593番地22
国立研究開発法人水産研究・教育機構
新潟庁舎 会議室
令和3年6月9日 17時00分
3.①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
(3) 入札の無効
(4) 契約書作成の要否
(5) 落札者の決定方法
(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
(7) 詳細は入札説明書による。

日本語及び日本国通貨。
免除。
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
要。
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
写しを提出すること。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者(課長相当職以上経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、改称前の独立行政法人水産総合研究センターを含まない。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営に携わること等により影響力を与える者と認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額による。
(2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名義、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高

が再就職していること又は課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
又は課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
※注1
※注2
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名義、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高

- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。所
要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締
結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきます
ますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 日本海のプランクトン等査定業務
(a)日本海・東シナ海の動物プランクトン査定業務
(b)マイワシ仔魚消化管内容物査定業務
(c)能登半島周辺海域の動物プランクトン査定業務
(d)富山・青森・佐渡沖の動物プランクトン査定業務
(e)夏季日本海の動物プランクトン査定業務
(f)クロマグロ仔魚消化管内容物査定業務
(g)マイワシ仔魚餌料環境査定業務

2. 業務目的 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構新潟庁舎（以下「当庁舎」という。）が引き渡す、日本海で主に採集された動物プランクトンの種査定及び計測・計量、マイワシやクロマグロ等の仔魚消化管内容物の査定及び計測を行うことを目的とする。

3. 業務場所 契約締結業者指定場所

4. 業務期限 令和 4年 3月18日

5. 業務内容 業務(a)日本海・東シナ海の動物プランクトン査定業務
 - 1) ①主に4～6月の日本海・東シナ海の調査点毎に、改良型ノルバックネット（口径45cm、網目合0.33mm）及び同ネット（口径45cm、網目合0.10mm）で得られた動物プランクトン試料（採集1回につき得られた試料を1検体とする）について、2)に示す分類群（以下「指定分類群」という。）毎に種の査定と計数・計量を行う。但し、量が多い場合は最も多く出現する分類群が150個体以下にならない程度に分割して抽出し、計数・計量を行い保存瓶には分割率を記載する。
 - ②その他の分類群（指定分類群以外）が指定分類群と同等数以上出現する場合には、その分類群についても種の査定と計数・計量を行う。
 - ③網目合0.10mm 試料のカイアシ類はコペポダイト期幼生についても spp.にまとめることなしに、種のレベルまで査定、計数を行う。
 - ④計量については、完全個体・不完全個体の区別をせず合計量とし、1mgの精度で行う。計数については、完全個体でないものは、当庁舎が指定する指標箇所で行う。

⑤査定・計数・計量が終了した動物プランクトンは残余試料に戻し、各検体毎に濃縮し、指定する標準サンプル瓶（ガラス製 UM サンプル瓶 50ml）に 10%中性ホルマリン海水で保存する。標準サンプル瓶には、耐水紙で作成したラベルに、採集年月日、船名、観測点名、採集器具名（LNP）を鉛筆で記入して標本とともに保存する。1本の瓶に収容出来ない場合は複数本に分けて収容すること。標準サンプル瓶の蓋にはラベル 3 種を並べて貼付すること。貼付するラベルは上からタフスポット（三商 商品コード 96-4024、同等品可）、タフタッグ（三商 商品コード 96-0849、同等品可）、タフタッグ（三商 商品コード 96-0847、同等品可）の順で、真ん中のラベルに採集年月日、船名、観測点名、ネットの目合、採集器具名（LNP）、採集層（=ワイヤー長：0-150m 等）、分割番号（1 / 2、2 / 2 等）等を記載すること。

標本サンプル瓶は標準のコンテナ（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色、同等品可）に 58 本収納すること。また標本サンプル瓶蓋の一番上のラベルに 1~58 までの通し番号を記入すること。ただし複数本に分けたサンプルについては全て同じ番号を記入すること。一つのコンテナには、採集月の異なる標本などが混在しても構わない。

コンテナの面積の小さい 2 側面にはラミクロステープ（白）を貼付した上で通し番号を記載すること。なお、一番下のラベルには何も記さないこと。コンテナには新聞紙等の緩衝材をいれ、さらに三段重ねにした上で最上部のコンテナに蓋（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 用・黄色、同等品可）をし、PP バンド（プラスチックバンド）等で結束した上で当庁舎へ送付すること。

2) 種の査定と計数を行う分類群は以下の通りとする。

カイアシ類、枝角類、貝形類、オキアミ類、端脚類、尾虫類、ヤムシ類、ツリガネクラゲ類、サルバ類、ウミタル類、いわし類の仔魚と卵

3) 数量（業務 a）

・網目合 0.33mm で採集された動物プランクトン試料	188 検体
・網目合 0.10mm で採集された動物プランクトン試料	205 検体
合 計	393 検体

4) 検体の受け渡しは、日本海、東シナ海ごとに、それぞれの調査終了後に行う。業務に必要となる資材、運搬等の費用は契約締結業者が手配すること。

5) 納入成果物

- a. 指定の容器に保存した査定後の検体及び残余プランクトン試料
- b. 分析結果表（エクセル形式で保存した CD 等 2 部）

業務(b) マイワシ仔魚消化管内容物査定業務

- 1) 2～6月の日本海、東シナ海の調査においてニューストーンネット等で採集されたマイワシ仔魚のエタノール固定消化管試料について、消化管から内容物を取り出し種の査定及び計数、計量を行う。別途内容物が無い個体割合も記録する。計数については、完全個体でないものは、指標箇所について行う。
- 2) 消化管内容物のうち完全個体についてはサイズ計測（長径・短径、精度 0.01mm）を行う。
- 3) 数量（業務 b） 70 検体
- 4) 検体の受け渡しは、調査終了後に行う。業務に必要となる資材、運搬等の費用は契約締結業者が手配すること。
- 5) 納入成果物
 - a. 分析後の試料及び残余試料
 - b. 分析結果表（エクセル形式で保存した CD 等 2 部）

業務(c)能登半島周辺海域の動物プランクトン査定業務

- 1) ①主に 4、5月の能登半島周辺海域の調査点毎に、改良型ノルバックネット（口径 45cm、網目合 0.33mm）、同ネット（口径 45cm、網目合 0.10mm）及び同ネット（口径 45cm、網目合 0.06mm）で得られた試料（採集 1 回につき得られた試料を 1 検体とする）について、2) に示す分類群（以下「指定分類群」という。）毎に種の査定と計数・計量を行う。但し、量が多い場合は最も多く出現する分類群が 150 個体以下にならない程度に分割して抽出し、計数・計量を行い保存瓶には分割率を記載する。
 - ②その他の分類群（指定分類群以外）が指定分類群と同等数以上出現する場合には、その分類群についても種の査定と計数・計量を行う。
 - ③網目合 0.06mm 試料のカイアシ類はノープリウス期幼生を含めすべての幼生段階について種・属レベルまで査定、計数を行う。網目合 0.10mm 試料のカイアシ類はコペポダイト期幼生についても spp. にまとめることなしに、種のレベルまで査定、計数を行う。
 - ④計量については、完全個体・不完全個体の区別をせず合計量とし、1mg の精度で行う。計数については、完全個体でないものは、当庁舎が指定する指標箇所で行う。

⑤査定・計数・計量が終了した動物プランクトンは残余試料に戻し、各検体毎に濃縮し、指定する標準サンプル瓶（ガラス製 UM サンプル瓶 50ml）に 10%中性ホルマリン海水で保存する。標準サンプル瓶には、耐水紙で作成したラベルに、採集年月日、船名、観測点名、採集器具名（LNP）を鉛筆で記入して標本とともに保存する。1本の瓶に収容出来ない場合は複数本に分けて収容する。標準サンプル瓶の蓋にはラベル 3 種を並べて貼付すること。貼付するラベルは上からタフスポット（三商 商品コード 96-4024、同等品可）、タフタグ（三商 商品コード 96-0849、同等品可）、タフタグ（三商 商品コード 96-0847、同等品可）の順で、真ん中のラベルに採集年月日、船名、観測点名、ネットの目合、採集器具名（LNP）、採集層（=ワイヤー長：0-150m 等）、分割番号（1 / 2、2 / 2 等）等を記載すること。

標本サンプル瓶は標準のコンテナ（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色、同等品可）に 58 本収納すること。また標本サンプル瓶蓋の一番上のラベルに 1～58 までの通し番号を記入すること。ただし複数本に分けたサンプルについては全て同じ番号を記入すること。一つのコンテナには、採集月の異なる標本などが混在しても構わない。

コンテナの面積の小さい 2 側面にはラミクロステープ（白）を貼付した上で通し番号を記載すること。なお、一番下のラベルには何も記さないこと。コンテナには新聞紙等の緩衝材をいれ、さらに三段重ねにした上で最上部のコンテナに蓋（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 用・黄色、同等品可）をし、PP バンド（プラスチックバンド）等で結束した上で当庁舎へ送付すること。

2) 種の査定と計数を行う分類群は以下の通りとする。

カイアシ類、枝角類、貝形類、オキアミ類、端脚類、尾虫類、ヤムシ類、ツリガネクラゲ類、サルバ類、ウミタル類、いわし類の仔魚と卵

3) 数量（業務 c）

・網目合 0.33mm で採集された動物プランクトン試料	52 検体
・網目合 0.10mm で採集された動物プランクトン試料	52 検体
・網目合 0.06mm で採集された動物プランクトン試料	52 検体
合 計	156 検体

4) 検体の受け渡しは、調査終了後に行う。業務に必要な資材、運搬等の費用は契約締結業者が手配すること。

5) 納入成果物

- a. 指定の容器に保存した査定後の検体及び残余プランクトン試料
- b. 分析結果表（エクセル形式で保存した CD 等 2 部）

業務(d)富山・青森・佐渡沖の動物プランクトン査定業務

- 1) ①富山及び青森沖で毎月 1 回、佐渡沖で年 5 回実施される調査において、改良型ノルパックネット（口径 45cm、網目合 0.33mm）、同ネット（口径 45cm、網目合 0.10mm）及び同ネット（口径 45cm、網目合 0.06mm）で得られた試料（採集 1 回につき得られた試料を 1 検体とする）について、2）に示す分類群（以下「指定分類群」という。）毎に種の査定と計数・計量を行う。但し、量が多い場合は最も多く出現する分類群が 150 個体以下にならない程度に分割して抽出し、計数・計量を行い保存瓶には分割率を記載する。
- ②その他の分類群（指定分類群以外）が指定分類群と同等数以上出現する場合には、その分類群についても種の査定と計数・計量を行う。
- ③網目合 0.06mm 試料のカイアシ類はノープリウス期幼生を含めすべての幼生段階について種・属レベルまで査定、計数を行う。網目合 0.10mm 試料のカイアシ類はコペポダイト期幼生についても spp. にまとめることなしに、種のレベルまで査定、計数を行う。
- ④計量については、完全個体・不完全個体の区別をせず合計量とし、1mg の精度で行う。計数については、完全個体でないものは、当庁舎が指定する指標箇所で行う。
- ⑤査定・計数・計量が終了した動物プランクトンは残余試料に戻し、各検体毎に濃縮し、指定する標準サンプル瓶（ガラス製 UM サンプル瓶 50ml）に 10%中性ホルマリン海水で保存する。標準サンプル瓶には、耐水紙で作成したラベルに、採集年月日、船名、観測点名、採集器具名（LNP）を鉛筆で記入して標本とともに保存する。1本の瓶に収容出来ない場合は複数本に分けて収容する。標準サンプル瓶の蓋にはラベル 3 種を並べて貼付すること。貼付するラベルは上からタフスポット（三商 商品コード 96-4024、同等品可）、タフタッグ（三商 商品コード 96-0849、同等品可）、タフタッグ（三商 商品コード 96-0847、同等品可）の順で、真ん中のラベルに採集年月日、船名、観測点名、ネットの目合、採集器具名（LNP）、採集層（=ワイヤー長：0-150m 等）、分割番号（1 / 2、2 / 2 等）等を記載すること。

標本サンプル瓶は標準のコンテナ（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色、同等品可）に 58 本収納すること。また標本サンプル瓶蓋の一

番上のラベルに1～58までの通し番号を記入すること。ただし複数本に分けたサンプルについては全て同じ番号を記入すること。一つのコンテナには、採集月の異なる標本などが混在しても構わない。

コンテナの面積の小さい2側面にはラミクロステープ（白）を貼付した上で通し番号を記載すること。なお、一番下のラベルには何も記さないこと。コンテナには新聞紙等の緩衝材をいれ、さらに三段重ねにした上で最上部のコンテナに蓋（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14用・黄色、同等品可）をし、PPバンド（プラスチックバンド）等で結束した上で当庁舎へ送付すること。

2) 種の査定と計数を行う分類群は以下の通りとする。

カイアシ類、枝角類、貝形類、オキアミ類、端脚類、尾虫類、ヤムシ類、ツリガネクラゲ類、サルバ類、ウミタル類、いわし類の仔魚と卵

3) 数量（業務 d）

・網目合 0.33mm で採集された動物プランクトン試料	59 検体
・網目合 0.10mm で採集された動物プランクトン試料	25 検体
・網目合 0.06mm で採集された動物プランクトン試料	12 検体
合 計	96 検体

4) 検体の受け渡しは、調査終了後に行う。業務に必要な資材、運搬等の費用は契約締結業者が手配すること。

5) 納入成果物

- a. 指定の容器に保存した査定後の検体及び残余プランクトン試料
- b. 分析結果表（エクセル形式で保存した CD 等 2 部）

業務(e)夏季日本海の動物プランクトン査定業務

- 1) ①主に 7 月の日本海の調査点毎に、改良型ノルパックネット（口径 45cm、網目合 0.10mm）及び同ネット（口径 45cm、網目合 0.06mm）で得られた動物プランクトン試料（採集 1 回につき得られた試料を 1 検体とする）について、2) に示す分類群（以下「指定分類群」という。）毎に種の査定と計数・計量を行う。但し、量が多い場合は最も多く出現する分類群が 150 個体以下にならない程度に分割して抽出し、計数・計量を行い、保存瓶には分割率を記載する。
- ②その他の分類群（指定分類群以外）が指定分類群と同等数以上出現する場合には、その分類群についても種の査定と計数・計量を行う。
- ③網目合 0.06mm 試料のカイアシ類はノープリウス期幼生を含めすべての幼生段階について種・属レベルまで査定、計数を行う。網

目合 0.10mm 試料のカイアシ類はコペポダイト期幼生についても spp.にまとめることなしに、種のレベルまで査定、計数を行う。

- ④計量については、完全個体・不完全個体の区別をせず合計量とし、1mg の精度で行う。計数については、完全個体でないものは、当庁舎が指定する指標箇所で行う。
- ⑤査定・計数・計量が終了した動物プランクトンは残余試料に戻し、各検体毎に濃縮し、指定する標準サンプル瓶（ガラス製 UM サンプル瓶 50ml、同等品可）に 10%中性ホルマリン海水で保存する。標準サンプル瓶には、耐水紙で作成したラベルに、採集年月日、調査実施機関名、船名、観測点名、採集器具名（LNP）、残量（1-分割率）を鉛筆で記入して標本とともに保存する。1本の瓶に収容出来ない場合は複数本に分けて収容すること。標準サンプル瓶の蓋にはラベル 3 種を並べて貼付すること。貼付するラベルは上からタフスポット（三商 商品コード 96-4024、同等品可）、タフタグ（三商 商品コード 96-0849、同等品可）、タフタグ（三商 商品コード 96-0847、同等品可）の順で、真ん中のラベルに採集年月日、調査実施機関名、船名、観測点名、ネットの目合、採集器具名（LNP）、採集層（=ワイヤー長：0-200m 等）、分割番号（1 / 2、2 / 2 等）、残量（1-分割率）等を記載すること。

標本サンプル瓶は標準のコンテナ（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色、同等品可）に収納すること。また標本サンプル瓶蓋の一番上のラベルに 1~58 までの通し番号を記入すること。ただし複数本に分けたサンプルについては全て同じ番号を記入すること。一つのコンテナには、採集月の異なる標本などが混在しても構わない。なお、標準サンプル瓶の蓋の一番下のラベルには何も記さないこと。

コンテナの面積の小さい 2 側面にはラミクロステープ（白）を貼付した上で通し番号を記載すること。コンテナには新聞紙等の緩衝材をいれ、さらに三段重ねにした上で最上部のコンテナに蓋（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 用・黄色、同等品可）をし、PP バンド（プラスチックバンド）等で結束した上で当庁舎へ送付すること。

2) 種の査定と計数を行う分類群は以下の通りとする。

カイアシ類、枝角類、貝形類、オキアミ類、端脚類、尾虫類、ヤムシ類、ツリガネクラゲ類、サルパ類、ウミタル類、いわし類の仔魚と卵

3) 数量（業務 e）

・網目合 0.10mm で採集された動物プランクトン試料 65 検体

・網目合 0.06mm で採集された動物プランクトン試料 10 検体
合 計 75 検体

- 4) 検体の受け渡しは、調査終了後に行う。業務に必要となる資材、運搬等の費用は契約締結業者が手配すること。
- 5) 納入成果物
 - a. 指定の容器に保存した査定後の検体及び残余プランクトン試料
 - b. 分析結果表（エクセル形式で保存した CD 等 2 部）

業務(f)クロマグロ仔魚消化管内容物査定業務

- 1) ①6～7月の日本海、南西諸島海域の調査において 2m リングネット等で得られた採集物の中から抽出した、エタノール固定もしくは冷凍された主にマグロ属を含むサバ科仔魚を解剖し、その消化管内容物について、種の査定と計数を行う。
 - ②カイアシ類の幼生については、種及びステージ（ノープリウス～コペポダイトの各期）のレベルまで査定する。
 - ③消化管内容物については形態が残っているものは全て計数を行い、体幅及び体長の測定を行う。形態が残っていない消化管内容物についても存在の有無を観察する。
 - ④観察した仔魚の消化管内容物は、遺伝子による分析をするため空の消化管を持つ個体であっても全て孔径 0.2 μ m のポリカーボネートフィルター上をろ過捕集し、仔魚の組織をなるべく除いた後、1.5ML チューブに入れて冷凍保存する。チューブにはこちらが指定した仔魚の ID を記入する。仔魚については、始めに保管してあった容器に戻し、エタノール中で冷凍保存する。
 - ⑤解剖した器具等は遺伝子の残存がないように仔魚ごとに DNA 除去液で洗浄して次の試料の解剖・観察に用いる。

2) 数量（業務 f） 120 検体

- 3) 検体の受け渡しは、調査終了後に行う。業務に必要となる資材、運搬等の費用は契約締結業者が手配すること。
- 4) 納入成果物
 - a. 指定の容器に保存した査定後の検体及び残余試料
 - b. 分析結果表（エクセル形式で保存した CD 等 2 部）

業務(g)マイワシ仔魚餌料環境査定業務

- 1) 2～6月の日本海、東シナ海の調査において改良型ノルパックネット（口径 45cm、網目合 0.06mm）で採集され、ホルマリン固定され

た動物プランクトン試料について、適宜分割して種・発育段階の査定、サイズ計測（短径、長径、精度 0.01mm）を行い、種・発育段階毎のサイズ組成を得る。測定部位については、「沿岸環境調査マニュアル（日本海洋学会編、恒星社厚生閣）」「地球環境調査計測事典 第3巻 沿岸域編（竹内均監修）」などを参照し決定する。詳細については作業開始前に担当職員と協議すること。更にマイワシ仔魚の消化管内容物として出現した種・発育段階については 30 個体を目安にサイズ計測を行う。ただし測定対象種がほぼ同じ大きさであれば少数の測定でも可とする。

2) 数量（業務 g）

・網目合 0.06mm で採集された動物プランクトン試料 35 検体

3) 検体の受け渡しは、調査終了後に行う。業務に必要な資材、運搬等の費用は契約締結業者が手配すること。

4) 納入成果物

- a. 査定後の検体及び残余プランクトン試料
- b. 分析結果表（エクセル形式で保存した CD 等 2 部）

6. その他

- 1) 作業中に疑義が生じた場合は、適宜担当職員と打ち合わせを行い、合意を得た上で作業を進行する。
- 2) 分析終了後、当庁舎にてクロスチェックを行い、不備が発覚したときは全面やり直しを命ずる場合がある。
- 3) 詳細については担当職員の指示に従うこと。